

第2章 犯罪被害者等のための具体的施策と進捗状況

犯罪被害者等施策の総括

基本計画に基づき各府省庁がこれまでに講じた犯罪被害者等施策の総括は以下のとおりである。

なお、各施策の総括については、基本計画の見直しにあたり、基本計画推進専門委員等

会議(平成22年2月15日から「基本計画策定・推進専門委員等会議」)において、基本計画の推進状況の評価を行っていることから、これを踏まえたものとした。

第1 現状

平成17年12月に閣議決定された基本計画については、おおむね着実な進展が図られ、一定の成果をあげている。

特に、5つの重点課題のうち、「損害回復・経済的支援等への取組」、「刑事手続への関与拡充への取組」については、損害賠償命令制度や被害者参加制度が創設されるなど、

大きな進展が図られた。

しかしながら、犯罪被害者団体や犯罪被害者支援団体等からは、依然として犯罪被害者等が関係する様々な問題について改善を求める要望が寄せられており、今後とも5つの重点課題それぞれについて更なる取組の強化を図る必要がある。

第2 これまでの取組と今後の課題

1 損害回復・経済的支援等への取組

(1) 損害賠償請求についての援助等

○主な取組

- ・損害賠償命令制度の導入(法務省)
- ・日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士(犯罪被害者支援精通弁護士)の紹介(法務省)

○今後の課題

損害賠償命令制度の導入により、犯罪被害者等の損害賠償請求に当たっての負担軽減が図られ、日本司法支援センターにおける被害者支援精通弁護士の紹介は、犯罪被害者等の利便の向上につながった。しかしながら、紹介された被害者支援精通弁護士による二次被害がみられる等との指摘もあり、今後、弁護士会等と連携、協力の上、

犯罪被害者支援に携わる弁護士によるサービスの向上に取り組む必要がある。

(2) 給付金の支給に係る制度の充実等

○主な取組

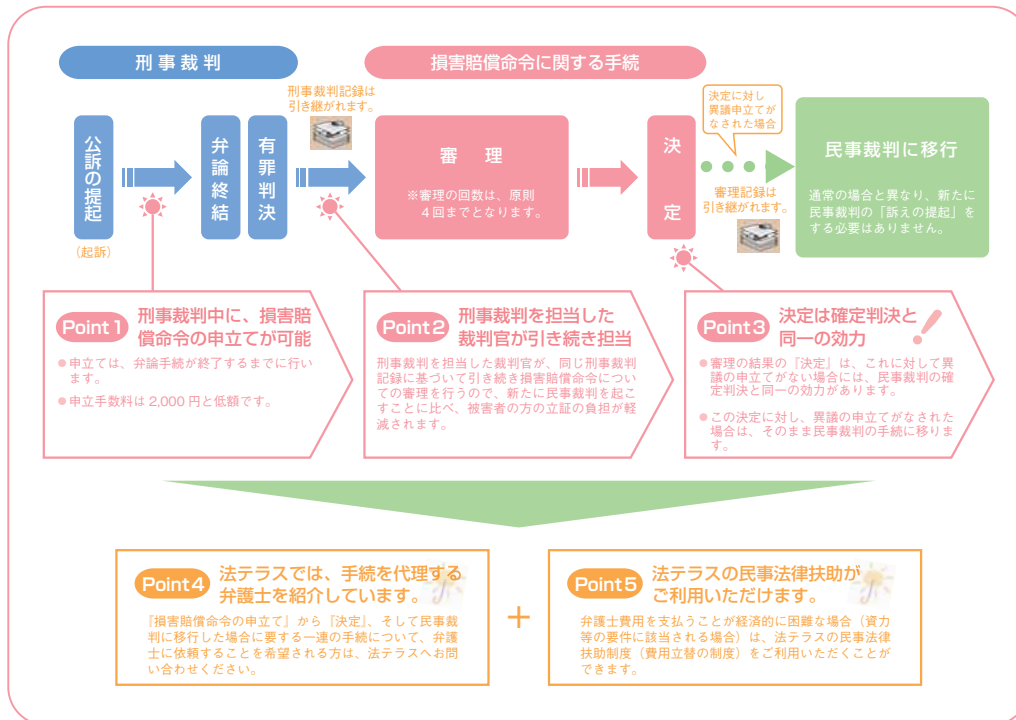
- ・犯罪被害給付制度の拡充(警察庁)
- ・性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用の公費負担(警察庁)

○今後の課題

犯罪被害者等に対する経済的支援の重要な役割を果たす犯罪被害給付制度が拡充されたことは大きな改善である。今後、実際に給付された額を踏まえて拡充の効果についての検証を行う必要がある。

また、性犯罪被害者の緊急避妊等に要す

損害賠償命令制度の流れ



る費用の公費負担制度など犯罪被害給付制度以外の経済的支援制度についても全国的に整備が進められているが、警察に被害の届出をする前に自費で受診した場合には適用できない場合があるなど改善が必要な点もあり、より一層制度の充実を図る必要がある。

(3) 居住の安定

○主な取組

- ・公営住宅への優先入居等に関するガイドラインの策定（国土交通省）
- ・被害直後の一時避難場所の借上げ費用の公費負担（警察庁）

○今後の課題

公営住宅の優先入居について、DV被害者以外の犯罪被害者等について対応がなされていない例があり、優遇内容が不十分との指摘もあることから、制度や運用方法の改善を図る必要がある。

(4) 雇用の安定

○主な取組

- ・被害回復のための休暇制度の必要性に関するリーフレット、ポスター等の作成・配布（厚生労働省）

○今後の課題

被害回復のための休暇制度についてまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、引き続き、アンケートによる実態把握を行うとともに、リーフレット等により事業主や被雇用者に対して、犯罪被害者等の置かれている状況などについて周知・啓発を図る必要がある。



2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

(1) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

○主な取組

- ・「犯罪被害者の精神的健康の状況とその回復に関する研究」の実施及びその成果を利用した精神保健関係者向けマニュアルの作成（厚生労働省）

○今後の課題

精神保健分野における知識の普及は図られているものの、犯罪被害者等に対する保健医療や福祉サービスの提供については、必ずしも犯罪被害者等に配慮した支援が十分であるとはいえないとの指摘があり、また、福祉等の関係者において、犯罪被害者等への支援に理解が不足している者があるなどの声もあることなどから、保健医療及び福祉に関わる者に対する啓発や研修についても一層取り組む必要がある。

(2) 安全の確保

○主な取組

- ・再被害防止のための犯罪被害者等に対す

る出所情報通知制度の実施（法務省、警察庁）

○今後の課題

再被害防止のための出所情報通知制度はおおむね順調に運用され、矯正施設等と警察との連携も推進されており、今後とも、適切な運用を推進する必要がある。

(3) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

○主な取組

- ・公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしない制度の導入（法務省）

○今後の課題

平成21年5月から裁判員制度が施行されているが、すでに行われた裁判員裁判でも、性犯罪事件などの被害者のプライバシー保護を図る必要性が高いと裁判所が判断した事件については、被害者の身元が明らかにならないような措置がとられており、引き続き被害者のプライバシーに配慮した制度の運用が期待される。

3 刑事裁判への関与拡充への取組

(1) 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

○主な取組

- ・被害者参加制度の導入（法務省）
- ・公判記録の閲覧、謄写が認められる範囲の拡大（法務省）
- ・仮釈放審理において犯罪被害者等の意見を聴取する制度の導入（法務省）
- ・少年審判の傍聴を可能とする制度の導入（法務省）

○今後の課題

被害者参加制度等の新たな制度の導入により、刑事手続への関与拡充については、

大幅に進展した。今後とも、制度の適切な運用が期待される。



4 支援等のための体制整備への取組

(1) 相談及び情報の提供等

○主な取組

- ・地方公共団体に対する総合的対応窓口設置の要請（内閣府）
- ・日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援ダイヤルの運用（法務省）
- ・犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案の作成（内閣府）

○今後の課題

ほとんどの都道府県に総合的対応窓口が設置され、日本司法支援センターの国民の認知度も高まりつつあることなどから、犯罪被害者等が各種支援についての情報提供を受けられる体制の整備は進んだが、相談を受ける職員に対する研修の充実が必要との指摘もあり、今後は体制整備だけでなく相談対応能力の向上が必要である。

(2) 調査研究の推進等

○主な取組

- ・「犯罪被害類型別継続調査」「犯罪被害者

等に関する国民意識調査」の実施（内閣府）

○今後の課題

関係省庁において各種調査研究が実施され、成果についてはホームページに掲載されるなどにより、国民への情報提供が行われている。今後とも犯罪被害者等の置かれた状況等に関する調査研究を推進する必要がある。

(3) 民間の団体に対する援助

○主な取組

- ・民間被害者支援団体向け研修カリキュラム・モデル案の作成（内閣府）

○今後の課題

民間団体に対する財政的援助については、警察において直接支援業務の委託を行うなどの予算措置が講じられているものの、警察による援助だけでは不十分であるとの指摘もあり、今後、財政的援助のあり方について、再度検討する必要がある。

5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(1) 国民の理解の増進

○主な取組

- ・犯罪被害者週間「国民のつどい」中央大会及び地方大会の開催（内閣府）
- ・学校における命のかけがえのなさ等に関する教育の推進（文部科学省）

○今後の課題

「国民のつどい」については、より広く国民の参加を求めるための工夫が必要である。また、今後更に犯罪被害者等施策について国民への理解を増進させるため、国民一般を広く対象とする広報啓発活動について、一層強化する必要がある。

また、学校における教育では、犯罪被害者等に関する教育を一層推進する必要がある。

